

2018年度文学部短期留学プログラム（春派遣）給付奨学金募集要項

本年度、本学の短期留学プログラムに参加することが決まっている、特に学力・人物ともに優れている文学部学生を対象に、下記要領で奨学生を募集します。

記

1. 給付金

1～4年次生：180,000円

2. 募集人員

2018年度春・夏のプログラムを合わせて20名程度

3. 出願資格

本年度、本学が実施する下記の短期留学プログラムに参加することが決定している者。

〔短期留学プログラムⅠ・Ⅱ〕	〔短期留学プログラムⅢ・Ⅳ〕
①ハワイ大学マノア校（SPAS）（アメリカ）	④モナシュ大学（オーストラリア）
②ハワイ大学マノア校（NICE）（アメリカ）	⑤スウィンバーン工科大学（オーストラリア）
③オークランド大学（ニュージーランド）	

4. 出願書類

中央大学文学部短期留学プログラム給付奨学金エントリーシート（所定用紙）

5. 出願期間・場所

2017年10月30日（月）～11月13日（月）

月～金：9時～19時 土：9時～12時（窓口開室時間内）

受付場所：文学部事務室（郵送不可）

※出願時、学生証を必ず持参してください。

※出願期間に遅れた場合は、理由の如何を問わず一切受け付けません。

6. 選考方法

エントリーシートおよび面接

7. 面接選考

2017年11月27日（月）～12月1日（金）のいずれかの日程で実施します。詳細はおってご連絡します。

※選考試験時、学生証を必ず持参してください。

※選考日に欠席した者は、棄権したものとみなします。

※面接の順番は変更できませんので、当日は時間に余裕をもって選考に臨んでください。

8. 合格発表

2017年12月15日（金）以降にC-Plusにて通知します。なお、合格者には手続書類をお渡しします。

9. 注意事項

(1) 短期留学プログラム給付奨学生が次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

・辞退したとき

・退学したとき

・休学したとき（2018年度中に半期休学した場合も含まれます。）

・短期留学プログラムに参加しなかったとき

・学則に違反したとき（退学または停学の処分等を受けたとき）

・申請した内容が事実と異なっていたとき

（書類に虚偽の記載をして給付を受けたことが判明したとき）

・その他奨学金委員会が奨学生として適当でないと認めたとき

(2) 給付奨学生の資格を失った者は、相当の理由がある場合を除き、給付金の全部または一部を返還することになります。

(3) 本奨学金受給者には、プログラム終了後に報告書を作成いただきます。語学研修の帰国後1カ月以内に、2,000字程度にまとめて、文学部事務室に提出してください。報告書は、次年度以降の短期留学プログラム参加希望者が閲覧できるように保管しますのでご了承ください。また、次年度以降の参加者の参考資料として、留学先でのお写真もご提供ください。

(4) 「短期留学プログラム給付奨学金」制度の利用は、在学中1名につき1回限りとなります。

- (5) 他の文学部奨学金（学部給付奨学金、長期留学奨励奨学金、学外活動応援奨学金）との併給は可能ですが、同一年度の総受給額が当該年度の学費を超えた場合には、給付額を減額することがありますのでご了承ください。

以 上